

●会計年度任用職員●

公開日	令和6年5月15日
職 種	パートタイム会計年度任用職員(事務補助業務)
職務内容	庶務・経理及び納入品検品等の業務
人 数	1名
報酬等 (見込)	○報酬月額 151,097 円～155,292 円(地域手当に相当する額を含む。) ※報酬額は上記の範囲内で職歴等を考慮し決定します。
	○通勤手当(片道通勤距離 2 km以上が支給対象) ・公共交通機関利用の場合 最も経済的な乗車券の額を支給 ・自動車等による通勤の場合 月額 30,700 円を上限に通勤距離に応じた額を支給
任用期間	令和6年7月3日から令和6年11月27日まで(採用後1か月間は、条件付採用期間)
勤務時間	勤務時間:9時15分～17時15分(休憩時間:12時00分～13時00分) 1日7時間、週5日勤務(週35時間勤務) 土曜日、日曜日又は国民の祝日に勤務する場合があります。
休日	土日、祝日
勤務場所	香川県立屋島少年自然の家(高松市屋島東町34番地1)
加入保険等	○共済組合(短期給付) ○厚生年金保険 ○雇用保険 ○公務又は通勤による災害に遭った場合は、労災保険により補償されます。
問合せ先	香川県立屋島少年自然の家 TEL:087-843-4545 担当:谷本
募集期間	令和6年5月15日(水)～令和6年5月31日(金)
備 考	パソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができること。
<p>○ 香川県教育委員会により、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤職員である「パートタイム会計年度任用職員」として任用され、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。</p> <p>○ 次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。</p> <p>(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>○ 報酬等、加入保険等については、今後の給与改定・制度改正により変更となる場合があります。</p> <p>○ ハローワークを通じて応募してください。なお、応募者多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。</p> <p>○ 面接及び書類による選考を行います。</p> <p>○ 面接の時間等については、応募後、電話等にてご連絡いたします。</p>	